

一般財団法人有馬育英会
助産師育成支援事業
奨学金授受のご案内

1・奨学生の資格

日本国民であって、関東地域・久留米市及び財団が指定する全国の助産師養成施設（助産師学校）に在学し、助産師の国家資格を目指す学生で学業、人物ともに優秀かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2・奨学生の対象者

関東地域・久留米市及び財団が指定する全国の助産師養成施設（助産師学校）で助産師の国家資格をめざす学生で、看護師の資格を有する者及び同一年度内に看護師資格の取得を目指し、助産師学校長（学長・学校長など）から推薦された学生である事。

(1) 応募者数は原則として一つの助産師学校から1名とします。

3・奨学生としての心得

(1) 奨学生は本会の定める定款第2章3条及び奨学金規程を守り

本会・学校の指示に従うとともに、常に奨学生としての資質向上に努めること。

(2) 学業成績不良・学校内外の規律を乱したり、その他素行状況が奨学生としてふさわしくないと認められる時は給付を、取消します。

4・奨学生の採用

奨学生の採用は、申込期日までに到着した応募申込書により、奨学生選考委員会の選考を経て理事会で決定し、その結果を在学学校を經由して本人に通知します。

(1) 応募要項 「助産師育成支援事業」はHPにて応募します。

5・奨学生の義務

奨学生は、本会の助産師育成支援制度 授与式に出席をしなければならない。
ただし、やむを得ない事情が生じたときには、欠席を認めることがあります。

- (1) 奨学金は、直接本人に交付するものとする
- (2) 奨学生は、2月の助産師国家試験を受験し、その結果を結果通知書にて本会へ提出する
- (3) 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない
- (4) 奨学金の交付を受けた奨学生は、受験後に奨学金の用途について本会に報告しなければならない

6・応募の期間 各助産師学校へ配布する方法としHP等で公表致します。

7・奨学金の給付額

奨学金の給付額は、一人あたり10万円とします。

奨学金は、原則として返還を要しないものとします。

8・奨学金給付の申請

次の書類を添えて本会に提出するものとします。

- (1) 「助産師育成支援事業」応募申込書
- (2) 在学学校長の推薦書及び公印
- (3) 本人自筆の履歴書（顔写真添付）
- (4) 学業成績証明書

9・奨学金の取消し

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、必要に応じ在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を取消します。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 学校内または学校外の秩序を乱す等の行為があったとき
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

10・奨学金の辞退

奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができます。

11・奨学金の返還

奨学金の返還を申し出た時には、ただちに返還することになる。

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-6-2

一般財団法人 有馬育英会

電話 03 (5623) 9511